

# 日常生活と人権

## ◆人権とは難しいもの？

人権とは、わたしたちが人間らしく生きるため、人種・民族・性別などの違いを越えて、誰もが生まれながらもつっている権利のことです。

人権は難しいものではなく、誰でも心で感じ、理解することができます。しかし、ともしれば私たちは、「人権は堅苦しい」、「自分とは関係ない」、「難しいもの」などと思いがちです。そのため、日常生活では、人権について意識したり、考えたりすることを避けてはいないでしょうか。

わたしたちの生活には、家庭・地域・職場・学校などの場があ

りますが、どこにおいても最優先されるルールとして、誰もが人権を意識するようにすれば、日常の暮らしの中に、人権が「文化」として定着していくのではないのでしょうか。

人権を守ることは、人間を大切にすることです。誰もが幸福に生きる社会を築くためには、「自分の人権は守られているか」、「他人の人権を侵害していないか」など、お互いが気配りしながら生活することが大切です。

## ◆どうせ無理なんだから・・・

誰でも年齢を重ねれば、身体面や精神面で衰えが生じることは避けられません。認知症や寝たきりなどで介護が必要になる場合もあります。

一方で、高齢者は長年にわたる社会の発展に貢献し、豊富な知識と経験や高度な技術などを持っていることも多いのです。そのことを理解しない限り、高齢者に敬意を払い、尊重しようという意識が育たず、逆に、高齢者の尊厳を軽視する考え方や態度が慣習化すると、高齢者虐待にもつながりかねません。

最近では高齢者の判断力の低下を悪用した「詐欺商法」や「振り込め詐欺」などが横行し、大きな社会問題にもなっています。

## ◆出身地は？と聞かれる

現在でも、特定の地域出身であることやそこに住んでいることを理由に、結婚や就職で理不尽な差別を受けるなど、人権が侵害されることがあります。

こうした問題を解決するため、1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、国や地方公共団体による特別対策として環境整備、産業・就業対策、同和教育などが行われてきました。その結果、地域の生活環境などが改善されたことから、2002（平成14）年以降、すべての事業は特別対策ではなく、既存の事業で対応することになっていきます。

一方で、結婚・就職などにおける出身地による差別は、今もなお解消されていません。国・地方公共団体・民間運動団体や企業などでは、その解消のための取り組みを行っています。

しかし、こうした差別をなくしていくためには、私たち一人ひとりが、あらゆる因習や偏見、世間体には縛られない生活をするものが強く求められています。

## ◆「バリアフリー」と

### 「ユニバーサルデザイン」

2010年版障害者白書によると、日本には約744万人の

障がいのある人がいて、約16人に1人の割合で何らかの障がいをもつ人がいるということになります。これは、病気や事故、加齢などにより誰もが障がい者となる可能性があるため、障がいのある人は特別な存在ではないことを示しています。

したがって、障がいの有無に関わらず、家庭・地域・職場・学校などで、ともに生活を送り幸福な人生を送る社会をつくることが重要となります。そのため、「バリアフリー」と「ユニバーサルデザイン」という考え方が重要なキーワードとなります。

「バリアフリー」に関しては、建築物や交通機関などの生活環境の整備だけでなく、身体障害者補助犬に関する啓発、要約筆記・手話通訳の普及など、文化・情報・制度面の整備が今後の課題となっています。

「ユニバーサルデザイン」とは、「バリアフリー」を更に進めた考え方で、後になって新しいバリアが生じないように、製品・施設・サービスなどを誰もが利用しやすいように最初からデザインするという考えです。もちろん、こうした考え方は、高齢者や障がいのある人に限らず全ての人にとって必要なことです。

## ◆人身取引なんて、昔の話では？

売春などによる性的搾取や強制労働、臓器売買などを目的とした人身取引は重大な犯罪です。また、その被害者の多くは女性と児童であり、人身取引がもたらす精神的・肉体的苦痛は回復が非常に困難になります。人身取引が深刻な人権問題であるにも関わらず、日本ではその意識が低く、人身取引の受入れ国の一つとして国際社会から厳しい批判を受けてきました。

現在、人身取引に対して世界各国で様々な対策を講じています。日本でも2004（平成16）年から対策を進めており、2005（平成17）年の刑法改正では、「人身売買罪」が新設されるなど、取締りが強化されています。

しかし、こうした国の取り組みとは別に、いわゆる「風俗店」で外国人女性を相手に快楽を求めめる行為などが、人身取引を生み出す温床となっていることを事実として認識する必要があります。この問題の解決に向けて、多くの人の理解と意識向上が求められています。

### 参考・引用文献

#### 「人権アラカルト」

（財）人権教育啓発推進センター発行